



京都市立錦林小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改訂）に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての子どもに関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 生徒指導委員会・いじめ対策委員会

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導副主任・総合育成支援教育主任・養護教諭・教育相談主任・生活指導担当（各学年）・スクールカウンセラー
道徳推進教師・LD等特別支援教育担当

（緊急の場合は、この限りではない）

イ 開催時期

定例委員会は、隔週で開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

ウ 役割と取組内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討。
- ・各学年の子どもの情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応。
- ・関係機関、専門機関との連携対応。

（会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載）

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 授業改善

- 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての子どもがわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- 学習規律の確立に努め、全ての子どもが安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- 全ての子どもに習得すべき基礎学力の定着を図る。

イ 道徳教育

- 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- 全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」の授業を実施し、保護者に理解や協力を求める。

ウ 体験活動

- 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- 学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- 地域の方との交流や協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

エ 子どもが自主的に行う活動

- 児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- 人権朝会の際、「人との関わりについて」を取り上げ、児童一人ひとりの目標を立て、実行できるようにする。
- たてわり集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 子どもへのはたらきかけ

- 図書館に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- 「学年だより」にいじめや命に係わる内容を載せる。
- 非行防止教室の内容を他学年の子どもにも知らせ、学級で話し合う。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- 生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- 「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年担当教諭を通して全教職員で共有する。
- 重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 子どもに対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- いじめアンケート等を6月、11月に実施。
- 学校評価の子どもによるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- いじめアンケート実施後は、日常の中での相談活動を積極的に行う。各担任はいじめアンケート等の結果を十分に把握し、見逃しのない観察に努める。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、いじめを受けた子どもの支援やいじめを行った子どもへの指導、周りの子どもの状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応 別紙フローチャートで明示

ウ いじめが発覚したときの対応

- いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 周りの子どもへの関わりを把握する。
- いじめを受けた子どもへの支援、いじめを行った子どもへの指導体制をとる。
- いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- いじめを受けた子ども及び保護者への支援を行う。
- いじめを行った子どもへの指導及び保護者への助言を行う。
- 周りにいた子どもに対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- 事案によっては、関係機関とも連携をとる。

エ ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 携帯電話やスマートフォン、携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について子どもへの指導、地域や保護者への啓発に努める。
- 「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の子どもにも周知する。
- ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 基本的な考え方

- 「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- 4月、5月、8月、10月、2月に行う生徒指導研修会時に実施する。
- 内容は、「錦林小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「SNSに関する研修」等

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者の啓発

- 「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「錦林小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- 道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを進める。
- 学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。その際、P D C Aサイクルでの見直しも行う。

イ 関係機関との連携

- 錦林小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「錦林小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもの精神的ケアを図る。
- 平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターと密に連携をとる。

5 重大事態への対処

ア 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

イ 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、(①生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。) 定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等) を速やかに行う。また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の変更を行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導委員会 学級経営方針の交流会 生徒指導研修「生徒指導基本方針及び年間計画」「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解	いじめ対策委員会設置の紹介 にこにこの日		保護者説明 個人懇談会①
5	生徒指導委員会 生徒指導研修「焦点化児童」の共通理解 学年経営グランドデザインの作成	にこにこの日 5年 花背山の家野外活動		授業参観・懇談会
6	生徒指導委員会	にこにこの日 6年 修学旅行	第1回いじめに関するアンケートの実施 教育相談週間①	
7	生徒指導委員会(いじめに関するアンケートの情報共有) 年間の取組の見直し①	にこにこの日	子どものためのアンケート クラスマネジメントシート	個人懇談会②
8	生徒指導委員会(クラスマネジメントに関する情報共有) 研修会(6校合同研修会)			
9	生徒指導委員会	にこにこの日		授業参観・懇談会
10	生徒指導委員会	にこにこの日 運動会		
11	生徒指導委員会	にこにこの日 学習発表会	第2回いじめに関するアンケートの実施 教育相談週間②	
12	生徒指導委員会(いじめに関するアンケートの情報共有) 年間の取組の見直し②	にこにこの日	クラスマネジメントシート 子どものためのアンケート	個人懇談会③
1	生徒指導委員会(クラスマネジメントに関する情報共有)	にこにこの日		
2	生徒指導委員会	にこにこの日		新1年半日入学保護者説明 参観授業・懇談会
3	生徒指導委員会 年間の取組の反省・学校いじめ防止プログラムの見直し	にこにこの日		

※ 非行防止教室、ケータイ安全教室は別途計画予定

※ たてわり活動は年間通して実施

※ 「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、子どもの良好な人間関係の構築と充実を目指す。

別紙 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・子ども同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・子どもが主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、子ども、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた子どもと、いじめを行った子どもを個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

【子どもへの指導・支援】

- いじめを受けた子どもは「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、いじめを受けた子どもを見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った子どもに対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の子どもに対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求めると。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処する。

【教育委員会への報告・連携】
重大事案の疑いがある等のいじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。